第五目　モデルの利用

（モデルの利用）

第百六十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LGD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するものであること。

イ　モデルの予測能力が高く、モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるものでないこと。

ロ　モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。

ハ　モデルの出力値につき、これを適用する債務者及びエクスポージャーの額の観点で重大な偏りが認められないこと。

二　統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。

三　モデルの構築に用いられたデータは、当該内部格付手法採用最終指定親会社の実際の債務者又はエクスポージャーの母集団を代表するものであること。

四　モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ　人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ　人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が作成されていること。

五　モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、かつ、当該手続が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、かつ、モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。

六　モデルの運用実績及び安定性の評価、モデルとモデルの前提となっている状況の関連性の見直し、実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。

第六目　内部格付制度に関する書類

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百六十八条　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

2　前項の信用リスク管理指針は、内部格付手法採用最終指定親会社がこの節（第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

一　ポートフォリオの分類

二　格付及びプールの基準並びに当該基準を選択した合理的理由（当該基準並びに当該基準に基づく格付の付与及びプールへの割当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、プールに割り当てられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの）

三　格付の付与及びプールへの割当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割当ての例外事項の定義並びに例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割当てに関する組織（格付の付与及びプールへの割当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。）

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する取締役会又は取締役会の下部機関である会議体（以下「取締役会等」という。）及び執行役員（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第百七十九条において同じ。）による監督

五　格付の付与及びプールへの割当ての手続の主要な変更点の履歴

六　内部格付手法採用最終指定親会社で使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並びに当該定義と第百八十三条、第百八十四条及び第百九十三条に定める定義の整合性

（モデルに関する追加事項の記載）

第百六十九条　内部格付手法採用最終指定親会社は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　モデルの概要（格付、債務者、エクスポージャー又はプールに推計値を割り当てる際の理論、前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関する詳細な概要）

二　モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検証するための厳格な統計的な手続

三　モデルが有効に機能しないと想定される状況

第二款　内部格付制度の運用

第一目　格付の対象

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与）

第百七十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社が当該事業体等を子法人等とする法人並びに当該事業体等の子会社等及び関連会社等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て）

第百七十一条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについては、各エクスポージャーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てなければならない。

2　前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項の規定による割り当てのほかに、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。

第二目　格付付与手続の健全性の維持

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持）

第百七十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。

3　最終的な格付の付与及び前二項の規定による格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PDに影響する債務者の特性並びにLGD及びEADに影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。